資料　４

補助金・交付金改革プラン（案）

補助金等の見直しに係るこれまでの経緯

１．行財政構造改革委員会からの提言　　（平成１７年３月）

「各種の補助金は、市民の特定の事業や研究等の育成を助長するために公益上必要があると認めた場合に支出されてきたものであるが、当初の目的が達成されたものや、効果や必要性の面での妥当性が欠如すれば、当然見直しを実施するということは忘れてはならないことである。このため時代のニーズにそぐわないものは、やはり一定の終期ごとに見直しを行うことを制度化することや、市民の意見を反映する仕組みを盛り込むことは、どのような時代にあっても必要な取組みである。」

２．行財政構造改革大綱・実行計画に位置付け（平成１７年５月）

上記の提言の内容を踏まえ、行財政構造改革大綱において健全な財政運営の推進と補助金交付の透明性や効果をより一層高めるため、補助金等の見直しを進める。

見直しの基本的な考え方

補助金等については、その目的に照らして行政の責任分野、経費負担のあり方を明確にするとともに、その補助金等の必要性、緊急性及び効果の観点から見直しを行い、事業継続の適否を検討し、廃止・縮小・統合等により整理合理化を図るとともに、市民への公開性と透明性を高めることなどの視点に立って行うこととする。

１．補助金等の見直しの視点

○ 透明性・効果を高めるための視点
○ 適正な執行を図るための視点
○ 補助金の機能を積極的に活用する視点
○ 歳出を削減する視点

２．見直しの重点項目

（１）補助金等の分類・整理

補助金等の交付目的により団体等の自主性・任意性の高い活動に対する資金的援助を行う補助金と、特定の施策目的を実現するため団体等の活動を誘導しようとするもの、または行政補完的な活動を行う団体等に対する交付金とに分類・整理する。

（２）補助金等交付基準の策定

本市の補助金等に対する基本的な考え方を明らかにするとともに、補助金等の対象・基準等を明確にするため、補助金等交付基準を策定する。

（３）補助金等を評価するための第三者機関の設置

補助金等の決定過程への市民参加を図るため、補助金等について評価するための検討機関を設置し、補助金等の内容について評価等を行う。

（４）終期の設定（サンセット方式の確立）

補助金等については、適切な見直しを適時実施するため終期を設けるものとする。終期は３年以内を原則とし、新たな補助金等については開始時に、既存の補助金等は見直し時に終期を設定する。

（５）公募型補助金制度の創設

市民の公益・公共部門への積極的な参加を支援し協働を促進するため、公募による補助金制度を創設する。

具体的な取り組み内容

１．補助金等交付基準の策定

市が支出する様々な補助金等について、統一された交付基準を設けることで、公平性や公益性、透明性を確保し、より適正な補助金等の執行と効果的、効率的な運用を図るため、事業の終期設定、補助対象経費の明確化などを視点とした「補助金等交付基準」を策定する。

（１）補助金等交付基準

①適用対象となる補助金等

次のいずれかに該当する場合を除き、市が交付する補助金等はすべて対象とする。

- 国、道などの法律・条例等により別に定められているもの
- 債務負担行為設定済みのもの
- 扶助費的性質の給付金

②交付目的による補助金と交付金の区分

現在市が交付している補助金等について、その目的に照らして主体性、経費負担、行政の関与等の状況から、次のとおり区分する

〇補助金＜奨励（事業実施）型・育成（組織運営）型＞

- 特定の公共的・公益的事業を奨励又は助成することを目的とし、事業実施主体の自主性・任意性の高い活動に対する給付金
- 公共的、公益的事業を行う団体運営を補助するもので、本来団体の設立段階等における育成を目的とするもので、自立性の高い団体に対する給付金。

〇交付金＜誘導（事業実施）型・誘導（組織運営）型＞

- 特定の施策目的を実現するために、団体や個人の活動を誘導しようとするもので、事業実施主体の自主性・任意性には期待しがたい内容に対する給付金
- 公共的、公益的事業を行う団体運営を補助するもので、特定団体の活動が施

策の目標達成のために不可欠なものであり、行政補完的・行政協力的な活動を行う団体に対する給付金。

③補助対象経費

補助金等の使途の透明化を図ることから、事業の目的達成に直接必要とする経費（事業費）に限定する。なお、飲食費、交際費、慶弔費、親睦会費など社会通念上公費で賄うことがふさわしくないと考えられる経費は補助金等の交付対象としない。

④補助率（補助額）

〇補助金：補助団体等の自主性を確保するとともに、公共的活動を助長するという観点から、補助率は補助対象経費の１／２以内とする。

〇交付金：施策事業の実施に必要な範囲とし、定額又は所要額とする。

⑤終期（補助期間）の設定と見直し

既存の補助金等は、補助事業開始後すでに長期間にわたり存続しているものが多く、交付先が限定され、特定の対象に固定化してくる傾向にある。今後市民のニーズの多様化へ対応していくため、事業の効果や必要性を検証するなど、定期的な見直しを実施し、補助金等の効率的、効果的な運用を図る。

終期は原則３年以内とし、新たな補助金等については開始時に、現行の補助金等は見直し時に終期を設定する。

２．新たな補助金等の創設と既存補助金等の見直し

（１）新たな補助制度創設時の留意事項

①新たな補助金等制度を創設する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、「補助金等交付基準」に基づき制度化する。

（２）現行の補助金等の見直し

①新たな終期の設定

すべての補助金等は、平成 18 年度をもって一旦終期とし、新たに平成１９年度から３年間の終期（補助期間）を設定する。

②経過措置

次期の見直し時期が集中することから、各補助金制度の経過年数や所管部局（分野別）に分類し、逐次見直しを実施していく。

③終期設定による見直し時期

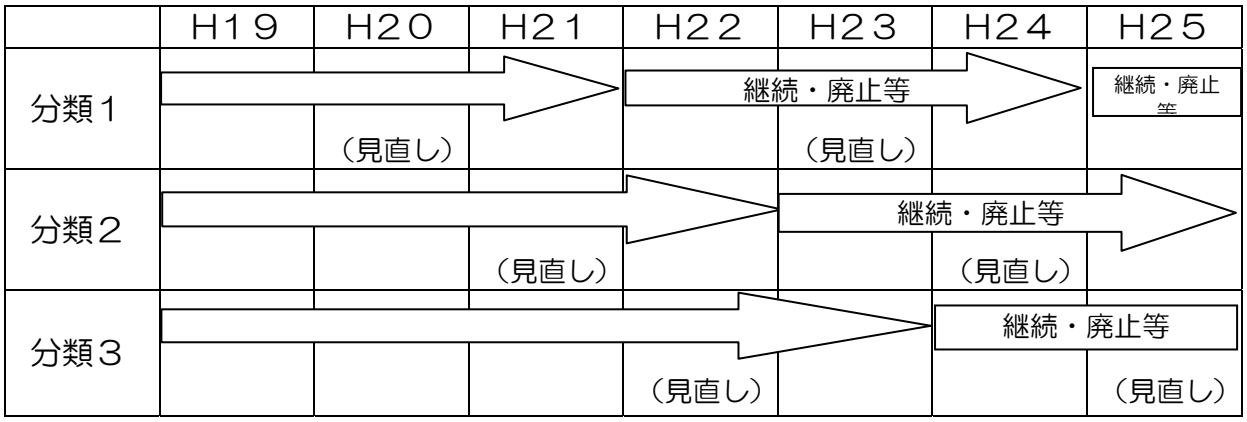

３．第三者審査機関の設置

これまで補助金等の交付については、行政側の判断により行われてきたが、今後、補助金制度が客観性と公平性が確保できる制度として確立していくためには、行政側だけでなく市民の視点からも判断していく必要がある。このため補助金等の新規、継続等の評価・審査について、市民による第三者機関を設置し、補助金交付の適否や使途の妥当性を客観的に評価・審査する。

（１）委員会の設置

補助金等については、外部評価制度の導入に伴い設置される外部評価委員会において、評価・審査を行う。

（２）補助金等に関する外部評価委員会の役割

公募型補助金や既存補助金等の見直し及び新規補助金等に係る評価及び補助システムへの提言を行う。

（３）評価等の実施時期

①現行補助金等　補助制度の経過年数等を考慮し補助金等を分類し、補助終期の前年度に評価等の対象とする。

②新規補助金等　制度化する年度において、評価等の対象とする。

③公募型補助金　公募した年度において、評価等の対象とする。

４．公募型補助金制度の創設

時代の変化に伴う市民ニーズの多様化が進む中、地域活動の担い手である市民と行政との協働によるまちづくりを推進していく観点から、新たな時代に対応した補助金制度の創設を進める必要がある。市民との協働による活気あるまちづくりを進めるため、市内で公益的な活動をしているボランティア・市民団体が行う事業に対し、補助金を交付することにより市民による公益的活動の促進とともに、全市的に多様な課題について、市民の発想を活かした提案を募集し、市民団体等と市がともに「公共サービス」の担い手となり協働して解決に取り組んでいく。

（１）補助制度

①補助対象事業

市民の福祉及び市民生活の向上を目的とする活動など、市民団体等が自発的に行う全市的な活動で公益性の高い事業であり、継続的に実施していくものを対象とする。

②補助金総額

毎年度予算の定める範囲内

（２）外部評価委員会による評価の実施

①公募型補助金の採択に際しては、外部評価委員会の評価を受けるものとする。

（３）公募型補助金制度の活用

現行の補助金制度において、公募型による「公益活動支援補助金」の目的、創設趣旨に合致し、特に市民の発想を生かした事業展開が期待できる事業への補助金については、「公益活動支援補助金」へ段階的に移行していくこととし、公募型補助金制度の活用と拡充を図っていく。

５．補助金等交付・見直しの仕組みと流れ

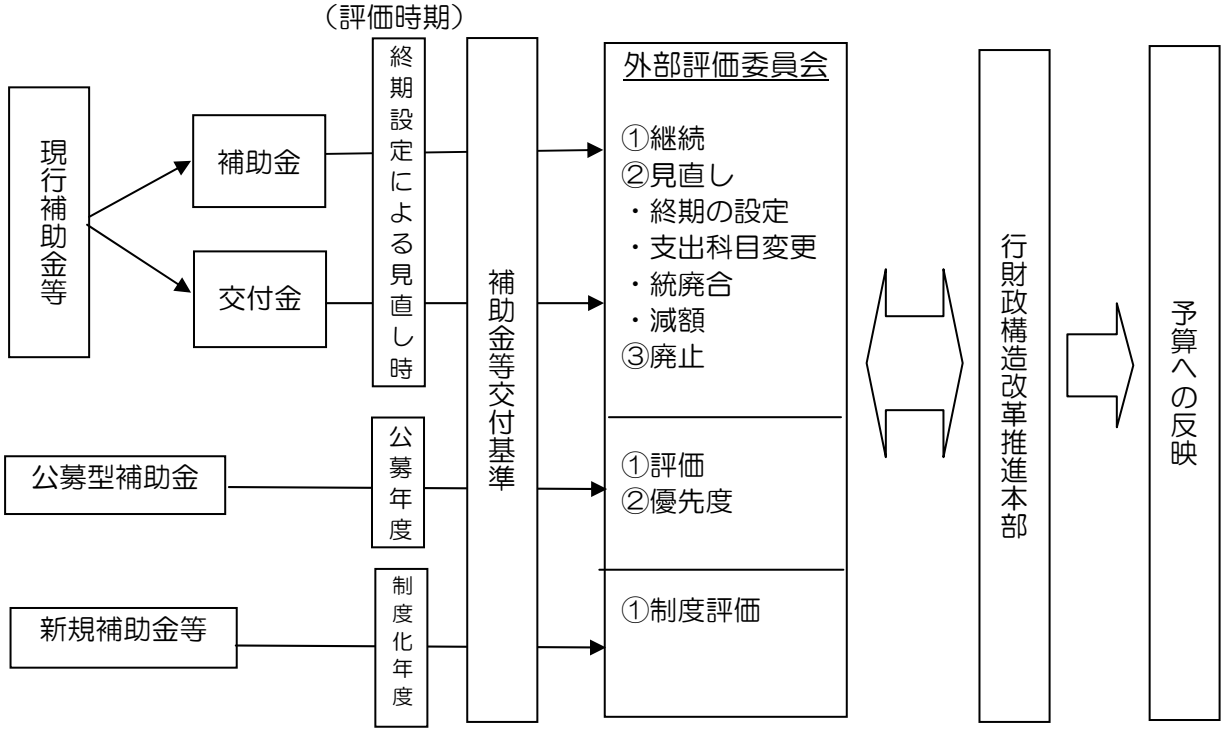

６．補助金等の適正な執行

（１）要綱等の交付規程の制定

補助金等の交付については、公平な執行と市として統一的な取扱いが必要なことから、法令その他特別な定めのあるものを除き、補助の目的、対象、補助基準など基本的な事項を定め、補助金等に係る予算執行の標準化と適正化を図るため、補助金等の交付に関して、要綱等の交付規程を制定するものとする。

（２）補助金執行の検証

補助対象事業の履行確認と事業経費の使途など会計処理の適切性を検証するため、補助金等に係る関係書類等の見直しを行い、統一的な事務処理と簡略化を図る。